

様式第15号（規則第25条関係）

一般廃棄物処分業許可証

指令環第513号

事業所所在地	大館市片山字中通6番地2
事業所名	東北ビル管財株式会社
代表者	代表取締役 五十嵐 弘悦

令和6年2月28日付で申請のあった一般廃棄物処分業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
2. 処分の別 中間処理
3. 許可期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
4. 許可条件 別紙注意事項を遵守すること。なお、取り扱うことができる廃棄物は、下記に限る。
 - ・木くず（雑木、伐根、廃パレット等）
 - ・がれき類（廃コンクリートに限る）
 - ・コンクリートくず

令和6年3月5日

大館市長 福原 淳

